



なるほど納得！ まだ間に合う？ 関連補助金あります！

# 消費税軽減税率セミナー

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施される予定です。

飲食料品等が主な対象となるため、飲食業のみ関係しているかと思われるかもしれませんが、そんなことはありません。飲食料品を購入する側も関係してきます。

お店で洗剤とお茶を購入したら8%と10%が混在してしまいます。

全事業者が対象になる軽減税率をこのセミナーを通して学んでみませんか。



平成30年 **10月29日** (月) 13:30受付開始

ここがポイント！

全事業者に関係します！

いつまでの契約なら8%？

価格表示・値札はどうなる？

変更が必要な事務処理は？

**会場** 新潟テルサ 2階中会議室

**時間** 14:00~16:00

**定員** 30名(先着順)

**参加費** 3,000円(消費税込)  
※FUN税理士法人の  
顧問先様は1,000円

**講師** FUN税理士法人  
税理士 横山 のぞみ

消費税軽減税率セミナー参加申込書 **FAX 025-283-8505**

Mail [fun@yama-cpa.com](mailto:fun@yama-cpa.com) メールの場合は、参加希望の旨と下記事項をご記入ください。

会社名	
参加者役職・お名前	
連絡先	住所： TEL： - - FAX： - - Mail @

■ご記入いただきました個人情報は、セミナー参加者のとりまとめのみに使用させていただきます。

主催：FUN税理士法人

新潟市中央区上所上1丁目8番14号 ☎025-283-8305 (担当：張山・廣島)